

# 主任介護支援専門員研修の申込み・受講に関するQ & A

## ○受講要件（実務経験）

問1 研修期間中に5年を満たす場合、今年度の申込みができますか？

(回答)

**受講することはできません。**

※令和7年10月20日までに満たせば可。

問2 育児休業、疾病などの求職中の期間については、実務経験期間に算定できますか？

(回答)

**算定できません。**

※勤務していない期間は実務経験年数から差し引いてください。

問3 介護保険施設で基礎資格（看護師等）との兼務の状況は、実務経験期間に算定できますか？

(回答)

**要件（2）④以外の方は算定できません。**

問4 在宅介護支援センターとの兼務の期間については、実務経験として認められますか？

(回答)

**要件（2）④以外の方は認められません。**

問5 パートをしていた「非常勤」の期間は、実務経験に算定できますか？

(回答)

**要件（2）④以外の方は認められません。**

## ○研修修了

問6 要件（1）の①と②にある「専門研修課程Ⅰ・Ⅱ」、「基礎研修課程Ⅰ・Ⅱ」などの修了証明書が紛失した場合、どうすればいいですか？

(回答)

実施機関（大分県社会福祉介護研修センター）に「受講証明書」の発行依頼をし、提出してください。

なお、証明書発行には日数を要しますので早めに手続きをしてください。

※社会福祉介護研修センター（TEL：097-552-6888）

問7 今年2回目の更新を迎ますが、1回目と2回目どちらの更新の際に受講した実務経験者向け研修修了証明書のコピーを提出すればいいですか？

(回答)

2回目の更新の方は、直近で受講した実務経験者向け研修修了証明書のコピーを提出してください。

## ○その他

問8 仕事や結婚式、運動会などで欠席した場合、どうすればいいですか？

(回答)

本研修を終了するには、定められた研修課程をすべて履修する必要があります。1日でも欠席があった場合は、当該年度において研修を修了することはできません。

問9 「法定外の研修等に年4回以上」についての要件（研修内容等）を教えてください。

(回答)

- (1) 法定研修とは、介護支援専門員の資格・更新等に係る実務研修・再研修・基礎研修・専門研修・更新研修・主任研修・主任更新研修を指します。よって、それ以外の研修が「法定外の研修」となります。  
一方で、研修の内容については、**介護支援専門員を対象とした研修**で、その内容が**主任介護支援専門員の資質向上に資するもの**であることが求められます。
- (2) 受講要件にあるとおり、地域包括支援センターや職能団体等が開催する研修であり、**法人内（事業所内）の研修等や行政説明会、少人数での学習会、地域ケア会議等は認められません。**
- (3) **地域包括支援センターの開催する研修へ同一法人職員が年4回以上研修参加していたとしても、2回までの受講しか認められません。**
- (4) 受講要件を満たす1回の研修時間は、**最短でも1時間30分～2時間以上のものを想定しています。**  
… (様式5)

問10 法定外研修の年4回以上の研修は、1年間だけ受講して満たされますか。毎年度4回以上の受講が必要ですか。

(回答)

- (1) 「年4回以上」とは、「**年度の4月～3月のうち4回以上**」を指します。
- (2) 4回以上の**研修の合計時間が10時間以上**であることが条件となります。  
(2時間の研修を4回修了しても要件は満たされません)
- (3) 本来、自己研鑽を積むということでは**毎年度4回以上受講することが望ましいですが、過去3か年度**のうちいずれかの年度において年4回以上及び10時間以上の参加があれば受講要件を満たすことになります。また、複数日にわたる研修については、受講回数を1回として数え、受講時間は合計の受講時間といたしますので、ご注意ください。

… (様式5)

問11 決定通知後にキャンセルした場合どうなりますか。

(回答)

決定通知後に受講キャンセルをされた場合は、テキスト代のみお支払い頂きます。

問12 教育訓練給付制度を活用して受講したいのですが、申請できますか？(回答)

(回答)

令和6年度より教育訓練給付制度の対象研修となっております。受講決定通知書に案内を同封いたします。